

第 9 号 議 案

平成25年度京都府流域下水道事業特別会計予算

平成25年度京都府流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,899,558千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(府 債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる府債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表府債」による。

平成 2 5 年 2 月 2 1 日 提 出

京 都 府 知 事 山 田 啓 二

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		6,710,329 ^{千円}

款	項	金額
	1 負擔金	6,710,329 ^{千円}
2 国庫支出金		2,182,763
	1 国庫補助金	2,182,763
3 繰入金		2,489,631
	1 一般会計繰入金	2,489,631
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		1,735
	1 受託事業収入	1,735
6 府債		1,515,000
	1 府債	1,515,000
歳入	合計	12,899,558

歳出

款	項	金額
1 流域下水道事業費		12,899,558 ^{千円}
	1 流域下水道管理費	5,771,024
	2 流域下水道建設費	3,959,089
	3 公債費	3,169,445
歳出	合計	12,899,558

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
平成25年度流域下水道事業費	平成25年度から平成29年度まで	4,717,000 <small>千円</small>
平成25年度流域下水道整備等事業費	平成25年度から平成48年度まで	8,000,000

第3表 府 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道建設費	1,515,000 <small>千円</small>	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年10.0以内	償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)とする。償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。